

告 示

埼玉県告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成四年埼玉県告示第二百五十六号で告示した深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道（岡部処理区）

三 事業施行期間

平成四年二月二十一日から

平成三十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

平成四年埼玉県告示第二百五十六号、平成七年埼玉県告示第七百十二号、平成十一年埼玉県告示第千二十六号、平成十七年埼玉県告示第二千三百十六号及び平成二十八年埼玉県告示第三百八十四号の事業地のうち深谷市普濟寺字町、字前耕地及び字前原の一部を加え、岡新田字新田、字新田下、字岡下村飛地及び字普濟寺境、岡下字白山及び字蛇喰地内において事業地を変更する。

(2) 雨水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし